

第38回 全国トラックドライバー・コンテスト 学科競技

問題用紙

(制限時間：60分間)

注意事項

- ① 解答はすべて別紙の解答用紙(マークシート方式)に記入すること。
- ② 解答用紙(マークシート方式)は、鉛筆を使用して必要な箇所にマークし、誤ってマークした場合は、跡の残らないように消しゴムで消すこと。
- ③ 解答用紙に書かれている受験番号、氏名を確認すること。
受験番号は「『部門コード』 - 『ゼッケン番号(2桁(例：青森県=02))』」となる。

部 門	部門コード
2トン部門	A
4トン部門	B
11トン部門	C
トレーラ部門	T
女性部門	W

例) 2トン部門の青森県代表の選手の場合、受験番号は「A - 02」となる。

- ④ この問題用紙は試験開始の合図があるまで開かないこと。
- ⑤ 印刷の不鮮明なところや筆記用具等の件で用事があれば、静かに手を挙げて係員に聞くこと。ただし、問題の内容にふれるものには回答しない。
- ⑥ 問題用紙に、メモ、計算等を書き込んでも差し支えない。問題用紙は選手がそのまま持ち帰ること。
- ⑦ 試験開始45分経過後より退席してよいが、解答用紙は机上に伏せて、他の選手のじゃまにならないよう静かに退席すること。一度退席したら再度入室は出来ない。
- ⑧ 時間については、終了10分前と5分前に予告をする。

学 科 競 技

I 交通法規（40問）

解答用紙に正しいと思うものについては○の欄に、誤っていると思うものについては×の欄にマークを付けて下さい。

1. 走行中の携帯電話での通話は禁止されているが、メールを作成したり、読んだりすることは禁止されていない。
2. 中央線が白の実線で引かれており、道路の左側部分が6メートル以上ある道路で追い越しをする場合、右側へのはみ出し方が出来るだけ少なくなるようにしなければならない。
3. 第一種普通免許を受けていれば、最大積載量5,000キログラムの貨物自動車を運転することができる。
4. 普通免許や大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許を取得後、1年以内に交通違反などをして一定の基準に達した人には、初心運転者講習が行われる。
5. 車は、「一時停止」の標識があるときは停止線の直前、停止線の無いところでは標識の直前で一時停止をするとともに、交差する道路を通行している車や路面電車の進行を妨げてはいけない。
6. 車は、安全地帯のない停留所で止まっている路面電車に追いついたときは、乗り降りする人や道路を横断する人がいても、路面電車との間に1.5メートル以上の間隔がとれるときは徐行して進むことができる。
7. 車の運転者は、児童、園児などが乗り降りするために止まっている通学、通園バスのそばを通るときは、徐行して安全を確かめれば一時停止する必要はない。
8. こう配の急な上り坂にさしかかったところ、前車の走行速度が落ちてきたので、追い越し禁止の標識がないことを確認した後に追い越した。

9. 自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く）は、夜間やむを得ず幅員が5.5メートル以上ある道路に駐停車するときは、非常点滅表示灯または尾灯をつけなければならないが、駐車灯をつけて駐停車しているときや道路照明などにより50メートル後方から見える場所に駐停車しているとき、もしくは夜間用停止表示器材を置いているときは、これらの灯火を点灯しなくてよい。

10.  この標識のあるところでは、道路を横断して右側にある施設に出入りすることは法令違反になるので、迂回(うかい)してその施設へ到達しないといけない。

11. 故障車等をロープ等でけん引する長さ制限は、けん引する車の前端からけん引される車の前端までの長さを25メートル以内と定められている。

12. 車は踏切・横断歩道や自転車横断帯のある場所では、それらの前後30m以内は追い越しを行ってはならない。

13. 後方の状況を確認するためにシートベルトをはずして後退し、その後再装着して前進した。

14. 貨物自動車に荷物を積んだ際に、その荷物の転落防止などの見張りのために、必要な最小限度の人を荷台に乗せて運送した。

15. 横断歩道や自転車横断帯とその端から手前5メートル以内は駐停車禁止場所と定められているため、トラックを横断歩道のすぐ先の場所に停車して荷物を降ろした。

16. 踏切の手前で一時停止し、列車がこないことを確かめれば、踏切の向こう側の交通状態に関係なく踏切に入ってもかまわない。

17. 大型貨物自動車の積載の高さ制限は、荷台から3.8メートル以下である。

18. 故障車をけん引する際に、国際運転免許所持者を故障車に乗車させて、操作させた。

19. 「車輪止め装置取り付け区間」に違法駐車したため車輪止め装置と車輪止め標章が取り付けられたので、その車を移動する旨を駐車していた場所を管轄する公安委員会に申告して、車輪止め装置や車輪止め標章を取り除いてもらった。
20. 交通事故を起こしたときは、事故車両などは道路上であっても警察官が現場検証を終えるまで移動させてはならない。
21. 自動車を運転中に、交差点や交差点付近で緊急自動車が近づいてきた場合は、交差点をさけて必ず道路の左側に寄って一時停止をしなければならない。
22. 車両等は、横断歩道に近づいた場合、歩行者が横断しているときは一時停止しなければならないが、これから横断しようとしている場合は徐行すれば通行してもよい。
23. 踏切内で故障したときは、まず故障車の移動に全力をつくし、どうしても動かない場合は、最後の手段として踏切支障報知装置を使う。

24.  この標識は、「強風注意」である。

25. 貨物の集荷配達のための停止であって5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止は駐車とにならない。
26. 交通整理の行われていない交差点では、道幅が同じであれば先に交差点に入った車が優先する。

27.  この標識は、車が停止する場合の位置を示している。

28. 一般道路での大型貨物自動車の法定最高速度は、50キロメートル毎時である。
29. 追い越しとは、車両が他の車両等に追いついた場合において、その進路を変えてその追いついた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両の前方に出ることを言う。

30. 道路標示には、規制標示と警戒標示の2種類がある。
31. 歩道や路側帯のない道路で駐停車するときは、歩行者の通行の妨げとならないように左側に0.75メートル以上の余地をあげなければならない。
32. 高速自動車国道の本線車道では、転回したり、後退したり中央分離帯を横切ったりしてはいけませんが、自動車専用道路の本線車道では危険を生じさせない範囲で転回、後退、横断が認められている。
33. 信号機の灯火が赤色の点滅の時、歩行者は他の交通に注意して進むことができる。
34. 第一種大型免許では、大型自動車の他に普通自動車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車を運転することができる。
35. 年齢が21歳以上で第一種大型免許を受けていれば、どのような大型自動車も運転することができる。

36.  この標識のある道路では、追い越しは禁止されている。

37. 道路の曲がり角から30メートル以内は、追い越しが禁止されている。

38. 高速自動車国道の本線車道で、規制標識がない場合の最高速度は、軽自動車は100キロメートル毎時、大型貨物自動車は80キロメートル毎時と定められている。

39.  この標識のある交差点は、法定の追い越し禁止場所ではない。

40. 同乗者が不用意にドアを開け事故が発生した場合は、運転者の責任ではない。

学 科 競 技

Ⅱ 構造機能（20問）

解答用紙に正しいと思うものについては○の欄に、誤っていると思うものについては×の欄にマークを付けて下さい。

41. 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から 300 mm以上離れていなければならない。
42. 車両総重量が7トン未満の貨物自動車に備える突入防止装置の長さは、これを備える自動車の幅の60%以上でなければならない。
43. 車両総重量が20トンを超える自動車（被牽引自動車を除く。）の車体の後面には、次の標識を見やすいように表示しなければならない。
44. 事業用貨物自動車の定期点検整備を行ったときは、遅滞なく、点検の年月日、点検の結果、整備の概要を点検整備記録簿に記載すればよい。
45. 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の3倍以上となる構造でなければならない。
46. 万が一の故障や事故に備えて非常信号用具を備えることとなっているが、赤色合図灯及び発炎筒の両方を備えなくてはならない。
47. 事業用トラックのタイヤの空気圧が適当であるかどうかの点検は、自動車の走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよい。
48. 車両総重量が8トン以上の貨物自動車の巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上500 mm以下、その上縁の高さが地上700 mm以上でなければならない。
49. 警音器の音の大きさ（2以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方7メートルの位置において112 dB以下93 dB以上であること。

50. 車輛総重量 8 トンの貨物の運送の用に供する自動車について、初めて自動車検査証の交付を受ける場合の自動車検査証の有効期間は 2 年である。
51. 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造でなければならない。
52. セミトレーラ以外の自動車で、最遠軸距が 7 メートル未満で長さが 9 メートル未満の自動車の車両総重量は、20 トンを超えてはならない。
53. 大型貨物自動車は、黄色であって点滅式の灯火を車体の上部に備えることができる。
54. 事業用貨物自動車の点検整備記録簿は、記載の日から 1 年間保存しなければならない。
55. 停止表示器材は、昼間に 100 メートルの距離からそのけい光が確認できるものでなければならない。
56. 車幅灯の灯光の色は、方向指示器等と構造上一体となっているものを除き、白色であり、かつ点滅するものでなければならない。
57. 車両重量 8,500 キログラム、乗車定員 3 名、最大積載量 10,000 キログラムの普通貨物自動車の車輛総重量は 18,665 キログラムである。
58. すれ違い用前照灯は、その全てを同時に照射したとき、夜間に前方 50 メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有していなければならない。
59. ブレーキに関する日常点検の内容には、駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であるかどうかの点検も含まれている。
60. 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く）の前面ガラスの上には灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。

学 科 競 技

Ⅲ 運転常識（30問）

解答用紙に正しいと思うものについては○の欄に、誤っていると思うものについては×の欄にマークを付けて下さい。

61. 積荷の重心は低くするよりも高くしたほうが走行安定性に優れ、荷崩れや横転を防止する効果大きい。
62. 高速走行時にタイヤの空気圧が高過ぎると、タイヤの接地部が波打つような状態となって、セパレーションやコード切れなどを起こす「スタンディングウェーブ現象」が発生しやすい。
63. たとえ衝突してしまう場合でも、ブレーキを最後まで正しく操作し、その直前の速度を3分の1にまで落とすことができれば、衝撃力を9分の1に減らすことができる。



64. 左に示した貨物の荷扱い指示マークは、上積み禁止を示している。
65. 高速走行するとき、新しいタイヤで路面が乾いている道路を100キロメートル毎時で走行する場合の車間距離は約100メートル以上が適当である。
66. 7時30分にA営業所を出発し、150キロメートル離れたB営業所に向かう場合で、途中に30分の休憩を1回とり、平均時速40キロメートル（走行中）で運行したときのB営業所への到着時刻は11時30分である。
67. 運行記録計による記録（チャート紙）に所定の事項を記載した場合においても、乗務等の記録に代えることはできない。
68. 労働時間とは、就業規則等で定めている始業時刻から終業時刻までの時間をいい、休憩時間も含まれる。
69. 車両を運転するドライバー同士の意思疎通は重要であり、その方法として前照灯などの灯火を使う方法があるが、状況によりその意味が異なる場合があるので注意が必要である。

70. 同じ距離にいても、車体の大きい車は遠くに見え、車体の小さい車は近くに見える。
71. 凍結した路面はスリップを起しやすく大変危険だが、特に橋の上は凍結しやすい場所といわれているので注意が必要である。
72. 事業用貨物自動車の運転者は、自動車の総重量や最大積載量に関わりなく、乗務記録に貨物の積載状況を記録しなければならない。
73. フェード現象とは、下り坂などでフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキライニングが過熱して摩擦力が低下しブレーキの効きが悪くなる現象をいう。
74. 後輪が横滑りをしたときは、まずアクセルをゆるめ、後輪が横滑りした方向と同じ方向にハンドルを切って車の向きを立て直すようにする。
75. 事業用貨物自動車の運転者は、乗務開始前又は乗務終了後のいずれかが対面による点呼を受けられない場合は、運行の途中に電話等による点呼を受けなければならない。
76. 動いているものを見たり、動きながら見るときの視力を動体視力というが、動体視力は加齢とともに低下する傾向がある。
77. 事業者ぐるみで酒気帯び運転や過労運転等の悪質な違反を命じたり容認していた場合には、違反した営業所に対して事業停止処分が行われる。
78. 運転を開始して、2時間後に15分積み込み作業を行い、その後2時間運転して10分休憩した後に運転を再開すると、連続運転が4時間を超えることになるので適切ではない。
79. 平成17年の全国の交通事故死者数(24時間死者数)は、6千5百人を下回った。
80. 80キロメートル毎時で走行中の自動車の1秒間の走行距離は、約22メートルである。

81. 勤務終了後には継続した8時間以上の休息期間を与えるのが原則だが、それが困難な場合には分割して与えることができるが、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計8時間以上でなければならない。
82. 走行中にエンジンの回転数が上がった後、故障などにより回転数が下がらなくなったときは、四輪車の場合はギアをニュートラルにして車輪にエンジンの力をかけないようにしながら路肩など安全な場所に行き、停止した後、エンジンスイッチを切る。
83. 空走距離とは、運転者が危険を感知してからブレーキを踏むまでに自動車が行く距離をいい、一般に疲れているときには長くなるといわれている。
84. タイヤと路面の摩擦は、空走距離と制動距離に大きな関係がある。
85. 夜間の走行中は自車のライトと対向車のライトで道路の中央付近は見えやすくなるので危険性は少ない。
86. ツーマン運行で運行する場合（車内に仮眠設備がある場合）には、1日の拘束時間は20時間まで延ばすことができるが、その回数は、1週間について2回以内である。
87. A営業所から50キロメートル離れた荷主工場まで往復したところ、15リットルの燃料を消費した。この場合の燃料消費率は約3.3 km/lである。
88. 長い下り坂では、燃料を節約するため、ギアをニュートラルにしブレーキで的確に速度調節をしながら坂を下るとよい。
89. 自動車の運転は認知・判断・操作が大切であるが、もっとも大切なのは操作で、交通事故の原因の大半を占めているのは操作ミスである。
90. 対向車のライトを目に受けると一瞬視力を失った状態となる。これを「眩惑」というが、通常は1～2秒で視力は正常な状態に回復するといわれている。

第 38 回 全国トラックドライバー・コンテスト 筆記試験解答

(社)全日本トラック協会

問		×
1		×
2		×
3		×
4		
5		×
6		×
7		
8		
9		
10		×
11		×
12		×
13		
14		
15		×
16		×
17		×
18		

問		×
19		×
20		×
21		×
22		×
23		×
24		×
25		×
26		×
27		×
28		×
29		
30		×
31		×
32		×
33		
34		×
35		×
36		×

問		×
37		×
38		
39		
40		×
41		
42		×
43		×
44		×
45		×
46		×
47		×
48		×
49		
50		×
51		
52		
53		×
54		

問		×
55		×
56		×
57		
58		×
59		
60		
61		×
62		×
63		
64		×
65		
66		×
67		×
68		×
69		
70		×
71		
72		×

問		×
73		
74		
75		×
76		
77		
78		
79		×
80		
81		×
82		
83		
84		×
85		×
86		×
87		×
88		×
89		×
90		×

問42番は全員正解とした。